

高齢者自主活動グループ
新規立ち上げ支援事業助成

平成
28年度

シニア同士支えあう グループをつくって みませんか？

～誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして～

地域の高齢者等を支援する
シニアグループの
新規立ち上げを助成！



申請期間 平成 28 年 6 月 15 日(水)～7 月 15 日(金)

高齢者自主活動グループ新規立ち上げ支援事業助成 申請要項

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

1 助成の目的

地域貢献やボランティア活動に高い意欲を持つ高齢者により構成された自主活動グループが、地域での見守りや日常生活に関する支援等が必要な高齢者または孤立しがちな世帯を地域で支えるために県内で行う事業を支援することを目的とします。

2 助成の対象となるグループ

- (1) 地域の高齢者または孤立しがちな世帯を支援するために、平成 28 年 4 月 1 日以降に立ち上がった、または新たに立ち上げるグループとし、地域貢献やボランティア活動に高い意欲を持つ 60 歳以上の者 5 名以上により構成されるグループとします。
(※ ただし既存のグループであっても、下記「③助成対象となる事業」に該当する支援活動を行っていないグループが、従来の活動に加えて新たに支援活動を開始する場合は対象とします。)
- (2) 立ち上げ後、3 年以上にわたって地域の高齢者または孤立しがちな世帯への支援活動に取り組むことができるグループとします。
(※ 助成は一年目のみです。また、助成金を対象経費支出期間＜平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日＞を越えて繰り越すことはできません。)
- (3) 立ち上げ後、2 か月に 1 回あるいは年 6 回以上の支援活動を行うことができるグループとします。

3 助成対象となる事業

高齢者または孤立しがちな世帯を地域で支えることを目的として、高齢者等を直接支援する次のような活動を行う事業を対象とします。

- ① 高齢者世帯への個別訪問による見守り活動
- ② 高齢者世帯への買物支援や家屋・庭の手入など、日常生活の中での簡易なお手伝い
- ③ 高齢者サロンなど、地域の高齢者が出会い・つながる場づくり
- ④ 地域で孤立しがちな世帯への見守り・支援活動
- ⑤ その他、高齢者または孤立しがちな世帯を地域で支えるための支援活動を行う事業

※ 行政や市町社会福祉協議会、地域の自治会、老人クラブ連合会等、既存団体の事業とみなされる事業は対象となりません。

※ 趣味の追求を目的とする事業は対象となりません。

4 助成限度額

1 グループ 10 万円

5 助成総額

100 万円

6 助成対象となる経費

グループの立ち上げと支援活動に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料および賃借料、備品購入費・負担金を対象とします。

対象経費および科目一覧表

科 目	内 容
報 償 費	外部人材による講師謝礼・助言者謝礼・会議開催時の委員謝礼など
旅 費	高齢者世帯への個別訪問などの支援に要する交通費など
需 用 費	チラシ作成代・消耗品代・材料代・参考図書購入代など
役 務 費	切手代・電話代・ボランティア保険料など
使用料および賃借料	会議・研修会等の会場使用料など
備品購入費	支援に必要な備品の購入代
負 担 金	申請事業にかかる研修参加費・講習受講料に限る

※ 経費の支出時期は、平成28年4月1日～平成29年3月31日とします。

7 申請受付期間

平成28年(2016年)6月15日(水)～7月15日(金) 必着

8 申請方法

(1) 申請先

所定の申請書類に必要事項を記入・捺印の上、必要書類を添付して滋賀県社会福祉協議会(県社協)へ提出してください。

(2) 提出していただく書類

- ア) 助成申請書 (様式 1-1)
- イ) 事業計画書 (様式 1-2)
- ウ) 助成金所要額調書 (様式 1-3)
- エ) その他、県社協会長が必要と認める書類

(3) 申請要項・申請書類の入手方法

窓口で・・・滋賀県社会福祉協議会(県立長寿社会福祉センター)および各市町の高齢者福祉担当課・市町社会福祉協議会・公民館等で入手できます。

インターネットで・・・滋賀県社会福祉協議会(<http://www.shigashakyo.jp>)または「びわこシニアネット」(<http://www.e-biwako.jp>)のホームページからダウンロードできます。

(4) 申請にあたっての留意事項

- ① 助成が決定した場合、助成金振込口座は申請する団体名義のものを用意してください。(個人名義は不可)
- ② 助成申請書を提出した後に、代表者および連絡責任者、連絡先等が変更になった場合は、県社協あてに速やかに連絡してください。また事業の趣旨や内容が大幅に変わる場合も、必ず事前に県社協まで連絡をしてください。必要に応じて変更申請書を提出していただくことがあります。
- ③ 助成金振込後、対象経費の実際の支出額が申請時の支出予定額を下回るが見込まれる場合は、平成29年2月末日までに県社協に連絡し、変更申請書を提出してください。(まずは県社協にご相談ください)(⑫「助成金の返還」参照)
- ④ 申請内容に虚偽があることが判明した場合等には、助成決定を取り消すことがあります。

助成のスケジュール



- ⑤ 助成申請書、添付書類は、採用・不採用に関わらず返却しません。また選考に際して、申請内容を照会することがありますので、助成申請書等の写しを必ず手元に保存してください。
- ⑥ 助成決定事業に関して、実施中の活動や事業の案内（チラシ等）について適宜情報提供していただく場合があります。
- ⑦ 申請および事業の実施にあたっては、県社協と相談や協議を行ないながら進めてください。

9 決定・選考結果の通知

- 審査では、申請書類を基に事業の計画性・実行可能性・継続性・有益性・公平性等を評価します。
- 助成の採否および助成金交付額は、県社協会長が決定します。
- 選考結果は書面にて通知します。

10 助成金の交付

- (1) 助成決定時にお渡しする所定の用紙により、助成金を請求してください。
- (2) 助成対象となった場合は、グループ名、代表者名、助成金額、事業内容などを公表することがあります。

11 実績報告書等の提出

- (1) 3年にわたり、報告書類を提出いただきます。

1年目 平成29年4月7日（金）までに、下記書類を県社協宛てに提出してください。

- ① 事業実績報告書 （様式2-1）
- ② 助成事業所要額精算書 （様式2-2）
- ③ 助成対象経費支出内訳 （領収書、レシート等の写しを添付）（様式2-3）
- ④ 助成事業の実績状況のわかる資料（チラシ、報告書、写真など）

2～3年目 各年4月の指定日に下記書類を提出してください。

- ① 活動報告書（様式3-1 または様式3-2）
- ② 助成事業の実績状況のわかる資料（チラシ・プログラム・写真等）

- (2) 他の団体等の参考となるよう、助成後に質問票による調査、あるいは訪問調査等を行い、各助成グループの事業内容を活動事例集として発刊および県社協ホームページ等で紹介することがあります。

12 助成金の返還

次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合がありますので、ご承知おきください。

- ① 提出期限までに適切な報告書が提出されなかったとき
- ② 対象経費の実際の支出額合計が助成金額を下回ったとき
- ③ 申請内容および報告内容に虚偽があることが判明したとき
- ④ 助成金を対象事業または対象経費以外に使用したとき
- ⑤ 県社協会長の承認を得ずに助成事業を中止、変更（軽微なものを除く）または、予定期限内に完了できなかったとき等

問い合わせ・申請先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

レイカディア振興部（担当：宿久・舩谷）

TEL：077-567-3900（直通） / FAX：077-567-3906

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター